

土浦市転入者リフォーム応援事業

～土浦市に転入する方の、住宅リフォーム費用を助成します～



土浦市役所住宅営繕課



土浦市に転入する方の 住宅リフォーム費用を助成します！

土浦市内に中古住宅を取得し、転入する方の住宅リフォーム工事費用の一部（最大 30 万円）を助成します。

※中心市街地エリアへ転入される場合、土浦市まちなか住宅購入等借入金補助（最大 70 万円まで）と併用することもできますので、要件等は土浦市都市整備課にお問い合わせください。

※手続きの順序や申請時期等（特に着工・転入の時期）に誤りがあると交付されませんので、必ず以下をご確認ください。

1 受付期間

令和 8 年度募集分：令和 8 年 7 月 13 日（月）～令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

（土浦市役所本庁舎 4 階住宅営繕課窓口での受付のみ ※支所等での申請・郵送での提出は不可）

2 要件等

以下のすべての条件を満たす方が対象となります。必ず申請前にご確認ください。

- ①申請日の前 1 年以内に、申請者本人が住むためのものとして、市内にある中古住宅を取得（売買・譲渡契約の締結または相続）していること。
- ②申請日において、土浦市内への転入日から 1 年以上経過していないこと。
または
工事完了後の「実績報告書」を提出するまでの間に、転入すること。
※いずれの場合も、実績報告時までに工事を行った住宅に居住（住民票の異動）すること。
- ③市から「交付決定通知書」を受け取った後に着工すること。
※交付決定通知書は、申請後およそ 2 週間程度を目安に交付します。交付前に着工した場合、支給対象外となりますのでご注意ください。
- ④令和 9 年 3 月 31 日までに「工事・実績報告・交付請求」を全て完了できること。
※補助金額確定通知書は、実績報告書提出後およそ 2 週間を目安に交付します。余裕のある工事等のスケジュールをお願いします。
- ⑤今回申請する住宅について、「土浦市まちなか住宅購入等借入金補助」を除き、本制度及び本市の他の補助制度を利用したことがないこと。また、申請者本人が本制度を利用したことがないこと。
- ⑥市区町村税を滞納していないこと。

3 補助金額、対象工事等について

補助金額	リフォーム工事に要する費用の総額(税込)の 2 分の 1 (上限 30 万円、100 円未満切り捨て)
対象となる工事	住宅の屋根、外壁、居室、台所、玄関、階段、廊下、トイレ、浴室等のほか、 門扉、門塀等の外構リフォーム工事 (※建物の機能および性能を原状回復または向上させるための修繕・補修) 自ら住居をリフォーム (いわゆる DIY) するものでない工事
対象となる施工業者	・ 市内に住所を有する個人事業者 ・ 市内に本店もしくは営業所を有する法人

4 手続きの流れ

時期・タイミング	手続きの流れ	転入手続き期間
① 申請の前 1 年以内	【中古住宅の取得】 市内の中古住宅を取得 (売買・譲渡契約等の締結完了、または相続事由の発生)	【転入手続き期間】 ●申請の 1 年前から ●実績報告の提出時まで 上記期間内に、本市への転入手続き (住民票の異動) を完了。実績報告時までに、<u>工事を行った住宅に居住している必要があります。</u> ※工事完了後、実績報告書と併せて、転入後の住民票も提出が必要です。
② 工事の着工前 (～12/28 まで)	【交付申請書類の提出】 必要書類を揃えて、住宅営繕課窓口へ提出。※支所・郵送提出は受付不可 「5 必要書類」を参照 ※市から「交付決定通知書」が届くのを待ちます。	
③ 交付決定通知書の到着後	【工事の着工】 必ず「交付決定通知書」が届いてから工事を始めてください。 ※先に着工した工事は補助対象外	
④ 工事完了後	【実績報告書類の提出】 必要書類を揃えて窓口へ提出。 「5 必要書類」を参照 ★提出時までに転入してください！	
⑤ 補助金額確定通知書の到着後	【補助金交付請求書の提出】 確定通知書を受け取って 2 週間以内または令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。	(転入手続き完了済み)
⑥ 請求書の提出後	【補助金の振込み】 指定口座へ補助金が振り込まれます。	—

5 必要書類（チェックリスト）

① 交付申請時（工事の着工前に窓口に提出するもの）

確認	提出が必要な書類名
☐	土浦市転入者リフォーム事業費補助金交付申請書（所定様式）
☐	工事計画書の写し
☐	工事見積書の写し（内訳明細や税込総額が分かるもの）
☐	工事対象の中古住宅を取得したことが分かる契約書等の写し（不動産売買契約書など）
☐	中古住宅の外観およびリフォーム実施予定箇所のカラー写真（着工前のもの）
☐	申請者の住民票の写し（発行後3か月以内のもの）
☐	申請者の納税証明書の写し（税目指定の無いもの、発行後1か月以内のもの）

② 実績報告時（リフォーム工事が完了した後、速やかに提出するもの）

確認	提出が必要な書類名
☐	土浦市転入者リフォーム事業費補助金実績報告書（所定様式）
☐	工事費用を支払った領収書等の写し
☐	リフォーム「施行中」及び「工事完了後」のカラー写真 （状況比較のため同一アングルで撮影したもの）
☐	申請者の住民票の写し （※リフォーム工事を行った住宅が現住所となっており、発行後3か月以内のもの）

③ 補助金請求時（市から確定通知書が届いた後に提出するもの）

確認	提出が必要な書類名
☐	土浦市転入者リフォーム事業費補助金交付請求書（所定様式）

【お問い合わせ・申請窓口】

土浦市役所 住宅営繕課 住宅係（本庁舎4階）

〒300-8686 土浦市大和町9番1号

TEL:029-826-1111（内線:2001・2004・2420）

受付時間:8時30分～17時15分まで（土日祝日・年末年始を除く）

※ ご不明な点がございましたら、必ず「工事契約・着工前」に窓口までご相談ください。